

議会運営委員会

令和7年12月15日午前9時から第一会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎木澤 正男

○溝部真紀子

齋藤 文夫

伴 吉晴

嶋田 善行

井上 卓也

奥村 容子

中川 議長

2. 理事者出席者

総務部長 西巻 昭男

3. 会議の書記

議会事務局長 福田 善行 同 係 長 吉川 也子

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時）

署名委員 伴委員、嶋田委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開会し、本日の会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名します。

会議録署名委員に、伴委員、嶋田委員のお二人を指名します。お二人には、よろしくお願ひします。

本日の議事日程は、お手元に配布しておりますレジメのとおりですので、レジメに沿って進めてまいります。

初めに、1. 協議事項、（1）令和7年第5回斑鳩町議会定例会についてを議題とします。

①付議議案の取扱いにつきまして、お手元の委員会付託議案の審査結果をご覧ください。

各常任委員会等に付託されました町長提案の13議案は、いずれも満場一致で可決すべきものとされております。

また、陳情第2号については、満場一致で不採択すべきものとされております。

いずれの議案につきましても、最終日の本会議で採決となりますが、ここで、討論の有無について確認させていただきます。

討論等を予定されている議案、あるいはまた、討論の予定があるとお聞きになっている議案などがありましたら、議長次第にも関わってまいりますので、あらかじめお聞かせいただけたらと思ひますが、ございませんでしょうか。

（ な し ）

委員長

現在のところ、討論の予定はないということで確認しておきます。

なお、本会議における討論につきましては、これまでの例により、賛否の討論者をそれぞれ1名ずつとすることで確認しておきたいと思ひますが、ご

異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

賛否の討論は、各1名ずつということで、確認しておきます。

次に、陳情第2号 斑鳩町下司田池の「消防水利」についての表決について、議会事務局から連絡があるとのことですので、発言を許可します。

福田議会事務局長。

議会事務

おはようございます。

局長

議会事務局より、陳情第2号 斑鳩町下司田池の「消防水利」についての表決についてご連絡させていただきます。

斑鳩町議会会議規則第81条においては、「議長は、表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する」と定められております。

このことから、12月11日の総務常任委員会において「不採択とすべき」と決しておりますが、最終日には、賛成の議員の起立を求める形で表決が行われる予定です。

具体的には、議長より「本件については、委員長報告は不採択であります。陳情第2号 斑鳩町下司田池の「消防水利」についてを採択することに賛成の議員の起立を求めます。」と宣告されますので、当陳情を採択すべきとお考えの議員は起立をお願いします。

一方、委員長報告と同様に、不採択とすべきとお考えの議員は、着席のままとなりますので、表決に際しましては、ご注意くださいようお願いいたします。

以上、議会事務局からの陳情第2号 斑鳩町下司田池の「消防水利」についての表決についてご連絡させていただきます。よろしく願いいたします。

委員長

ただ今、議会事務局長より説明がありましたことについて、何か質疑、ご

意見がありましたらお受けいたします。

(な し)

委員長

それでは、陳情第2号 斑鳩町下司田池の「消防水利」については、総務常任委員長報告は「不採択とすべき」であります。本会議での表決は、賛成の議員の起立を求める形で表決が行われる予定であるということで確認しておきます。

①付議議案の取扱いについては、以上で終わります。

次に、②追加日程についてを議題とします。

現時点では、委員会および議員発議等の予定も聞いていないとのことから、追加日程は無い予定ですが、何か議員提案を予定されている案件もしくはお聞きになっているものはございますか。

(な し)

委員長

それでは、議員提案の予定は現時点ではないということで確認しておきます。

それでは、最終日の議事運営については以上のように進めさせていただきますので、議長には、進行方よろしくをお願いします。

(1) 令和7年第5回斑鳩町議会定例会については、以上で終わります。

次に、(2) 次期定例会の日程についてを議題とします。

皆さんのお手元にお配りしております日程案について、事務局から説明をお願いします。 福田議会事務局長。

議会事務
局長

それでは、次期定例会の日程案につきましてご説明をさせていただきます。お手元の日程表(案)をご覧くださいませでしょうか。

2月27日(金)を初日とし、3月24日(火)を最終日とする、会期26日間の案をお示ししております。

まず、2月28日が土曜日、3月1日が日曜日のため、2月27日(金)を初日とし、本会議終了後に広報発行常任委員会を開催、2月28日(土)

から3月3日（火）は休会、4日（水）は一般質問1日目、5日（木）は一般質問2日目です。議員より、一般質問と予算審査特別委員会の間はできるだけ1日あけてほしいというご意見をいただいておりますが、最終日をこれ以上遅らせると議会だよりの発行作業が日程的に厳しい状況となるため、あけておりませんので、ご理解くださいますようお願いいたします。

6日（金）に予算審査特別委員会の1日目、7日（土）8日（日）は休会、9日（月）は予算審査特別委員会の2日目、10日（火）は予算審査特別委員会の3日目、11日（水）は建設常任委員会、12日（木）は休会、13日（金）は厚生常任委員会、14日（土）15日（日）は休会、16日（月）は総務常任委員会、17日（火）は休会、18日（水）は議会運営委員会、そして19日（木）から23日（月）までは休会とし、24日（火）を最終日とする、会期26日間の案でございます。

以上、次期定例会の日程についてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

委員長 ただいま事務局長から説明のありましたことについて、質疑、ご意見等があれば、お受けいたします。

（ な し ）

委員長 それでは、3月定例会の日程は、お手元の日程案のとおり予定をしておくということで委員会として確認しておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。3月定例会の日程につきましては、予定ということで確認しておきます。

総務部長から他に何か報告等はございますか。

（ な し ）

委員長 総務部長には、他の公務もありますので、ここで退席をしていただくこととします。お疲れさまでした。

暫時休憩します。

(午前9時08分 休憩)

(午前9時08分 再開)

委員長 再開します。

次に、(3)今年度の検討事項についてを議題とします。

①標準町村議会傍聴規則の一部改正についてを議題とします。

前回の委員会では、引き続き議論するということで終わっておりましたが、前回の委員からのご意見を踏まえ、事務局でそれを反映した案を作成しています。

本日、資料1を配布しておりますので、事務局から説明をお願いします。

福田議会事務局長。

議会事務局長 それでは、斑鳩町議会傍聴規則の一部を改正する規則(素案)について、ご説明させていただきます。

資料1の新旧対照表をご覧くださいませでしょうか。

前回の委員会等で委員よりご意見をいただきました内容を反映した(素案)として作成させていただいております。

1ページ、新旧対照表の左側、第7条第1項第1号をご覧ください。刃物につきましては、カッコ書きで、はさみとカッターナイフが含まれることを例示しております。

次に、第2号についてです。

示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物として、「鉢巻」を追加しております。

次に2ページ、第3号については、右側の旧の第5号におきまして、監督の付添わない12歳未満の者について、小さい子どもは保護者同伴の必要があるため、この規定を削除せずに、年齢制限を緩和する方がよいのでは、と

のご意見を踏まえまして、左側「新」の第3号におきまして、「保護者等の付添わない乳幼児」として、規定を追加しています。

乳幼児とは小学校就学前の子どものことであり、年齢については、第3条において、傍聴の受付時に記載する「傍聴人受付票」の記載項目から、年齢を削除しておりますので、「何歳未満」という規定でなく、「乳幼児」という表現を用いております。

また、現行の監督という表現よりも、乳幼児の場合は、一緒に来られる方は、保護者や付添人かと思いますので、「保護者等の付添わない乳幼児」という案で作成させていただいております。

次に右側、旧の規定の6号と7号については、前回の資料は（略）と記載しておりましたが、身体障害者補助犬の規定は、標準規則にはなく、斑鳩町オリジナルの規定であり、この規定は現行のとおり残していることをわかりやすくするため、記載しております。

次に、左側【当初（案）】でございます。第5号におきましては、「その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められている者」という案としておりましたが、具体的な例示を追記できないかのご意見を踏まえまして、第6号においては、「その他会議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者（退場命令後に再び入場し会議を妨害するおそれがある者を含む。）」とし、第7号においては、「その他他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者（高熱等の症状があり、感染症の疾病に罹患している者又はその疑いがある者を含む。）」という案としております。

次に3ページ、左側、新の第8条第3号についてでございます。

こちらについては、前回、削除することとしていた、「みだりに席を離れないこと。」を追加しております。

今回作成いたしました素案につきましては、いただいたご意見を踏まえ、考えられる範囲内で最大限例示等を多くした案として作成しておりますが、これを基に、例示の追加や削除、また規定する表現の変更などについて、ご審議いただきたいと考えております。

以上、簡単でございますが、斑鳩町議会傍聴規則の一部を改正する規則（素案）の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

委員長 説明がありました。それでは、資料1の内容も含めて、質疑・ご意見をお受けいたします。

今日別に決めてしまわなければいけないということもないので、また目を通していただいて次回ご意見いただいてもいいですけども。もし今日今の時点で何かお尋ねになりたいこと等があれば、お受けします。

伴委員。

伴委員 今のところこれでいいと思います。何かありましたらまた執行されて以降、また不具合が出たら変えていったらいいという感じがしますので、私はこれでいいと思います。

委員長 そうしましたら、事務局の方でつくったいただいた案の方で進めさせていただくということで、もし、またご意見等がありましたら次回以降の委員会でおっしゃっていただければと思いますので、今日のところはそのことを確認して、終わっておきたいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 そうしましたら、①標準町村議会傍聴規則の一部改正については、事務局の方の案で進めていくということを確認して終わっておきます。

次に、②議会の動画配信に関する調査・研究について（議会の動画配信に係る費用について）です。

前回の委員会では、2社からの見積り結果について、事務局から説明を受けました。

その後の質疑の中で、国の補助制度について確認することとなっておりますので、まず、その点について事務局より説明をお願いいたします。

福田議会事務局長。

議会事務局長 それでは、前回の委員会でご質問いただきました、本事業に関する国からの補助制度と費用についてご説明させていただきます。

資料2をごらんいただけますでしょうか。

他の団体の補助制度の活用事例等を確認いたしましたところ、「新しい地方経済・生活環境創生交付金」を活用して、議場における音声字幕の大型モニターへの表示や、議会中継映像を表示できる議会運営システムの整備を行っておられる例がございましたので、この交付金制度の活用が可能と考えております。

この交付金制度は、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、地方自治体の取り組みに対して国が交付金により支援するもので、補助率は2分の1となっております。

本事業の内容のうち、動画配信システム、音声字幕表示システムは対象となりますが、その他の設備で補助対象外となる部分もあるかわかりませんが、今回は、導入に係る費用はすべて補助対象になるものとして試算しております。

また、事業の立上げにかかるランニングコストについては、導入年の1年間は、全て補助対象として試算しておりますが、2年目以降は補助対象外となります。

それでは、費用と財源について、ご説明させていただきます。

この動画配信に係る設備の耐用年数が概ね10年となりますので、前回の委員会でご説明いたしました導入初年度にかかる費用と、2年目から10年目までにかかる9年間のランニングコスト、そして、10年間にかかる費用の合計額、また、財源内訳として、国からの交付金と町の持ち出しとなる一般財源を記載しております。

まずA社についてでございますが、上の表、一番下の網掛けの合計欄でございますが、本会議と委員会にかかるイニシャルコストと導入年1年間のランニングコストの総合計が3,689万3,120円となります。このうち、補助率が2分の1となりますので、国からの交付金が1,844万6,560円となります。

また、①の導入初年度に係る費用と、②の9年間のランニングコストも含めた10年間の費用の合計額は、7,588万3,280円となります。

この総額から先程ご説明させていただきました国からの交付金を引いた町の一般財源相当額につきましては、5,743万6,720円となります。

次に、B社でございます。一番下の合計欄でございますが、本会議と委員会にかかるイニシャルコストと導入年1年間のランニングコストの合計額が6,969万6千円で、国からの交付金が2分の1の3,484万8千円となります。

また、①の導入初年度に係る費用と、②の9年間のランニングコストも含めた10年間の費用の合計額は、1億890万円となります。

この総額から先程ご説明させていただきました、国からの交付金を引いた町の一般財源相当額につきましては、7,405万2千円となります。

以上、簡単ではございますが、議会の動画配信に係る費用と国の交付金制度の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 事務局から説明がありました。委員より質疑・ご意見等があれば、お受けします。 中川議長。

議長 購入する機材の1回目だけ国の交付金、そしてランニングコストも1年目だけという説明やってんけど、その1回目の2分の1と1年目のランニングコストが、これは必ずしも国から交付金がおけるということでええのかな。おりない場合もあるのかな。

委員長 福田議会事務局長。

議会事務局長 国からの交付金につきましては、今回資料としてつけさせていただいているものはすべて補助対象として、おりるものとして試算させていただいておりますが、中には補助対象外となる部分もある可能性がございます。

その場合はその部分については補助対象とならないものとなってまいります。また、国からの採択が予算の範囲内というところもあるかと思っておりますので、そのあたり、どこまでつくかというところがまだはっきりとわからない状況ですし、今後この補助制度がどこまで続くかどうかというところも、まだ現時点ではわからない状況となっております。

委員長 ほかにございませんか。 嶋田委員。

嶋田委員　　これ10年後にね、また同じことの繰り返しになるわけですか。

委員長　　福田議会事務局長。

議会事務局長　　今回、機器の耐用年数が業者に確認しますと、概ね10年程度ということで聞いておりました、その耐用年数が10年としましたら、同じように10年後に同じような金額がかかってくるということになります。以上でございます。

委員長　　マイクとかそんなんは10年以上いけると思うんですけども、パソコン関係とかが10年リミットかなと。その辺については更新していくことになると思いますが、まるまる全部というわけではないと思います。
齋藤委員。

齋藤委員　　昨年、見学させてもらった時には、機械使う時に補助する方がいらっやって、操作室みたいなのがあってですね、操作するようになってましたけども、やはり機械を導入した場合にはそういう方が必要になるでしょうか。

委員長　　福田議会事務局長。

議会事務局長　　このシステムの操作についてでございます。例えば今現在本会議での操作の中で、音声のところ、係長が話される方のボタンを押してマイクをつけていると、この新しいシステムを導入しますと、その話される議員さんのボタンを押したときに、映像のテロップ関係を、何々議員というような表示ができるようなシステムとなっておりますので、人員の配置としては今現状と変わらずいけるものかなと考えております。できる機能が新たに付加されるので、人員的には現状のままでいけるシステムと考えております。

齋藤委員　　見積もりには本会議と委員会、二つありますけども、これ例えば最初に本会議を導入して、また後で考えて委員会が必要になったら委員会を付け加え

ると、そういうふうに同時でなくても分けて導入というのも可能なんじゃないかな。

議会事務局長 本会議と委員会室、分けての導入は可能でございます。

委員長 ほかにございますか。 中川議長。

議長 現状、斑鳩町議会の本会議、委員会、これすべて斑鳩町のホームページで議事録として住民さんが閲覧できるということでええのかな。

委員長 福田議会事務局長。

議会事務局長 本会議と委員会についてはすべて閲覧できるものでございますが、ただ、広報発行常任委員会については閲覧できない。また、全員協議会ができない状態となっております。

委員長 奥村委員。

奥村委員 色々ご意見ございましたけれども、本会議と委員会の場合、一緒に設置してしまった方がコスト面では安くなるのか、そういうコスト面ではどうなんでしょうか。後で導入、例えば委員会を後で導入したら、単独ということで高くなるのか、その辺はわかりますでしょうか。

委員長 福田議会事務局長。

議会事務局長 あわせて導入した場合のコストと、別々に導入した場合のコストにつきましては、今、見積りいただいている中ではどこまでそれが影響するかというのは、わからない状況となっております。実際する段階では、多少一式にした場合の方が安い部分もある可能性はございますが、金額が高いですので、そこは、今後見た中で確認しないと、現状としてはわからない状況となっております。

委員長

伴委員。

伴委員

今現在、議長が質問された、今現在でも結局ホームページ上で閲覧いう形。これはどれぐらいの人が見てくれてはるっていうのはまったくわからんよ
うな形になるんでしょうかね。感触として、問い合わせ等、どれぐらいある
とか、そのあたりどんな感じでっしゃろ。出しているけども無反応みたいな
感じですか。

委員長

福田議会事務局長。

議会事務
局長

反応についてはなかなか把握できてないところではございますが、会議録
を見て事務局の問い合わせというのは、実質ないような状態かなと考えてお
ります。ただ、他の議会事務局が、この会議録を参考に見ているという話は
聞いております。

委員長

中川議長。

議 長

今、伴委員聞きはった、議事録を閲覧して議会事務局になにか問い合わせ
あったか、ないということやけど、閲覧数っていうのはわかるん。それは出
てけえへん、ホームページの本会議委員会の議事録の閲覧件数っていうのは
出るの。

委員長

福田議会事務局長。

議会事務
局長

斑鳩町議会のホームページの閲覧数としては、その分では出ていたと思
います。また確認のほうさせていただきたいと思います。現時点ではちょっと
わからないですけども、以前どれぐらいあったかについては確認させていた
だきたいと思います。

委員長

齋藤委員。

齋藤委員 さきほどの、テロップが出るとか、話ありましたけども、この機械はテロップが出るような機械になっているわけですね。ということはコスト下げるためにテロップ出ないようにするとか、そういう簡素化というか、する余地があるのか分かりますでしょうか。

委員長 福田議会事務局長。

議会事務局 長 テロップの有無についてでございますが、テロップが出ない形での導入も可能は可能かなとは考えております。ただ、実際に見られる方が、誰が話をされているのか、なかなか分かりにくい部分がございますので、動画を見られる視聴者の立場に立った時には、テロップなり、そういったものがあつた方がわかりやすいですし、もし聴覚障害の方がもし見られた時には誰が話されているかとか、そういった字幕の表示とかいう機能は総合的に勘案したうえで検討していく必要があるのかなとは考えております。

委員長 今後もし導入するというのであれば、入札にするのか、プロポーザルにするのか、その時に、テロップありの提案でいくらなのか、テロップなしの提案でいくらなのかというところは選択の余地があるかもしれませんが、ただまあ、視察に行かせていただく中で、どういう形で見積もり取るかと確認させていただく中では、やはりテロップありのシステムの方がいいんじゃないかということで今回見積もり取らせていただいています。

中川議長。

議長 これ、こんだけの金額必要になってくるねんから、行政の予算的なものというのも考えるというか、意見を聴取するというのは必要ではないかなと思うけど、その点はどうですか。

委員長 事前に相談はするべきやというふうに思います。こっちで決めて要望しても、向こうがいやいや無理ですよと言われたらだめですので。この見積もり出ましたんで、1回これで議会で導入するとなった時に、町として予算確保

できるのかどうか、その辺も相談をしながら、検討していければなというふうに思います。

こっちとして導入するのかどうか、確認していくのも並行して行っていこうと思いますので、今回こういうふうに改めて局長の方で資料つくっていただいて、また、どうしましょう、次回またご意見いただく形にしておきましょうか。 嶋田委員。

嶋田委員 これいろいろ勉強させていただきましてね、費用対効果がどうなのか、そこら辺も考えていくべきではないのかなとは思いますが。

委員長 それも踏まえた上で最終的に結論出す必要があると思うんですけど、どうそれを見ていいのかというのが非常に難しいというのと、あとまあ、王寺町さん行かせてもらったときに、これまではそんなになかったけど、動画配信するようになって、さらにLINEとかでお知らせをすることによって、視聴者数がかかなり増えたよということもあるんで、その辺の導入することについて効果があるとみるのか、それかコスト的に見合わないというふうに考えるのか、という最終判断になりますね。ただまあ今回こういうふうに事務局の方で調べていただきましたけど、さっき言ってましたようにこの制度自体がですね、国の補助金、いつまであるのかわからないということと、今どんどん物価高騰していってますんで、導入するのが後になればなるほどコストはすごく高くなると思うんです。だからそこらへんも踏まえた上でご判断いただければというふうに思います。

他に質疑・ご意見ございますか。

(な し)

委員長 そしたらまた資料目を通していただいて、次回改めて議論するというところで今日は終わっておいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 それでは、①議会の動画配信に関する調査・研究について（議会の動画配信に係る費用について）は、引き続き議論するということを確認して終わっておきます。

次に、③継続審査のあり方についてです。

前回の委員会で、議員個人に調査権があるかについてご質問がありましたので、このことについて、事務局より説明をお願いします。

福田議会事務局長。

議会事務局長 それでは、議員個人に関する調査権について、ご報告させていただきます。議員必携及び全国町村議会議長会に確認いたしましたところ、議会や委員会には調査権はありますが、議員個人には調査権はないということでした。

また、議案に関する調査として、議員個人がその議案に関して住民の意向等を確認することは自由であります。強制権はないので、あくまで、任意での調査になるとのことです。

以上簡単ではございますが、議員個人に関する調査権についてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いを申しあげます。

委員長 局長のほうで調べていただいて、そういう回答やったということなんですが、このことにつきまして、質疑・ご意見等があれば、お受けしたいと思います。嶋田委員。

嶋田委員 議員個人に調査権はないけれども、議員活動としての調査は個人的には調査はできる、僕はこのように思います。ただし、議員個人に調査権はないから、公に何々をしたいからその調査が済むまで審議を待ってくれとか、そういうふうな公の場でそういうことは言えないと思います。そこらへんは注意する必要があるのではないかと。

委員長 調査権の発動による調査と、そうではない議員の個人の活動やと、ただ、議案を判断するのに必要な材料として住民の意見も聞きたいとあって、会議に諮って継続審査の扱いをするということについては、手続き上は特に問題

はないというふうに思うんです。 嶋田委員。

嶋田委員 公でないことを理由に審議を先延ばしするという事は、絶対にあっては
いけない。公的に認められた権利でもって審議を先延ばしというのはあるけ
れども、公的に認められてないことによって、審議を先延ばしするというこ
とはあってはならないと、僕はこのように思います。

委員長 その点についても、もし局長の方で確認していただいたら。中川議長。

議長 前の下司田池の陳情書で、その時の木澤議員が、近隣の住民の意向を聞き
たいと、そやから継続にして次回まで継続にしてくれという意見やってんけ
ど、今の話きいていたら、議会、委員会には調査権がある、そやからその時
に委員会として調査しますというように、取り決めをしておいたらそんでよ
かったんかな。そういうことかな。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 その場合いけるねんけども、委員会としてアンケート用紙から全部用意せ
なあかんわけ。アンケートを取る場合はね。

議長 調査の仕方はアンケート取るのか、委員で回るのか、いろんな調査の仕方
あると思うねんけども、ただ、進め方として委員会の中で、継続にしますよ、
調査しますよということで、諮っておければそんでよかったんかな。

委員長 福田議会事務局長。

議会事務 前回の陳情の取扱いとして、委員会として様々議論あったと思いますけれ
ども、全国議長会に確認しましたところ、例えばその委員会の中で結論が出
ないと、そうした時にどういう方法があるのか、ということで、例えば町の方
に住民の意向はどうなのかを聞いて確認する方法、委員会として確認する
方法、そして議員個人が任意の調査で確認する方法、そういったことが考え

られるということでございましたが、継続審査とするにあたっては、一番ポイントとなるのは、その委員会で継続審査とすることを可決する。そして継続審査とすることを可として最終日でも可決していれば、手続き上は問題ないということでは確認しております。ただ、理由についてはどうしなければならないということは確認しておりませんが、手続きを踏めば継続審査としてすることは可能ということで確認いたしました。

委員長 です。そういう理由で継続が認められないということであれば委員会の中で意見を出し合って、もう結論を出すべきやとするのか、継続審査とするのか、そこも委員会でも諮ることかなというふうに思いますので、だから手続き上は問題ないということですね。 中川議長。

議 長 さっき嶋田委員おっしゃったように、一個人が調査したいから継続にしてくれと言って終わった。それがちょっと間違いであって、委員会として調査しましょうよ、そやから継続にしましょうという決め事にしておいたらよかったということでええのかな。

委員長 そういう方法もありますけども、委員会として調査権を発動するやり方と、議員が議案の判断をするのに、任意の調査ですね。

議 長 一人の委員が調査したいさかいからと言って継続にするのはおかしいやろと、嶋田委員おっしゃってますんで、委員会として調査するために継続にしましょうというふうに持っていったらよかってんやんな。前の前の総務常任委員会で。

委員長 前回私の方からそういう意見言わせていただきまして、他の委員さんも認めていただいたんで、継続という形になったと思うんですけど。

 当時、確か齋藤委員も任意の調査で聞き取りに行ったりされてましたんで、ちょっとほかの委員さんがどないしてはったかわからないんですけども、だからそこですね、議長おっしゃるような形で確認するというのもできると思いますし、個人の意見が出て、他の委員さんが了承しはったらそれ

も別にできるという解釈でいいと思います。制限してしまうと、そうじゃないよということになると思いますんで。 嶋田委員。

嶋田委員 公的に認められていないことでも、理由でもって、継続審査にするというのはこれはもうだめだと。ただし、今、議長がおっしゃるように、委員会の中で、継続にしたいねんけども、委員会として調査したいということを皆さんが了承すれば、それはいいとは思いますが。ただし個人が個人的に調査したいということでは無理があると。

委員長 今回は調査権という話なんですけど、どんな理由で継続にするかというのは、その時々によって状況は違うと思いますので、だからそれはその都度委員会で諮っていくべきやと思うんです。だから今、嶋田委員のおっしゃるようなことで確認してしまうと、今後いろんなことが起こった時に、これは公じゃないからとかいうことで制限してしまうようなことになるかなと思いますし、局長の方から全国の町村議会議長会の事務局に確認していただいても、それは問題ないということなので、その点については認識を同じにしておきたいと。嶋田委員。

嶋田委員 今、問題ないと言いはったんは、委員会として調査するから、継続にするということは問題ないということをおっしゃったん違いますの。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前9時42分 休憩)

(午前9時52分 再開)

委員長 再開します。

休憩中にも様々なご意見をいただきました。この継続審査の在り方についてですけれども、なかなか結論を出すというのは難しいというのもありますので、今回いろいろ調査研究させていただいて勉強したと、学習をしたということを最後のまとめにして、このテーマについては以上で終わっておき

たいなと思いますが、よろしいでしょうか。 嶋田委員。

嶋田委員 それで結構だと思います。議事録に残したいので、議員個人の調査権はないと、委員会に付与された調査権であるということをちょっと言っただけですか。

委員長 冒頭に局長の方からも報告していただきましたけども、資料等も以前お配りしたと思いますけど、調査権自体は議員個人にはないと、委員会や本会議にはあるけど、議員個人にはないとすることは確認しておきたいと思います。 伴委員。

伴委員 今回のこのテーマについて、私も勉強できました。そして今後もあることですし、前回の手続きについては問題なかったけど、今後やはりいろんな形について慎重に、継続を打つかどうか、というのは皆個々にその時の委員会で考えなければならぬと私は思いますので、それも議事録に残していただければと思います。

委員長 ほか、委員さん、なにかご意見等あれば、よろしいでしょうか。

(な し)

委員長 そうしましたら、さっき諮らさせていただきましたが、③継続審査のあり方については、調査研究して勉強させていただいたということをまとめにして、このテーマについてはここで終わっておきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 1. 協議事項については、以上で終わります。

次に、2. その他について、各委員からご意見等があれば、お受けいたします。

他にございませんか。

(な し)

委員長 事務局から、ございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、その他については終わります。

次に、継続審査について、お諮りします。

お手元にお配りしております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いします。

以上をもちまして、本日子定しておりました案件は全て終了しました。

なお、本日の委員長報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

これをもって本日の議会運営委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

(午前9時55分 閉会)